



SMAメーカー保証

注記：本書、SMA Solar Technology AG（以下、「SMA」）のメーカー保証は、2025年12月31日以降に行われる後述の製品タイプのあらゆる購入に対して発効し適用され、すべての事前のSMAメーカー保証の権利に取って代わります。

本SMAメーカー保証は耐久性を保証するものではなく、また、製品の稼働率を保証するものではありません。以下の製品タイプの新しい装置にのみ適用されます。

SUNNY TRIPOWER、SUNNY TRIPOWER STORAGE、SUNNY BOY、SUNNY BOY STORAGE、SUNNY ISLAND、SUNNY ISLAND X、SUNNY HOME MANAGER、SMA COM GATEWAY、SMA INVERTER MANAGER、SMA CT METER、SMA DC-COMBINER、SMA ENERGY METER、SMA RAPID SHUTDOWN SYSTEM、SMA WEBCONNECT、CLOUD CONNECT ADVANCED、JMS-F/JMS-FA RAPID SHUTDOWN BOX 1500V、GATEWAY、GRID-CONNECT-BOX、MC-BOX、SMA EV CHARGER、SMA EV CHARGER BUSINESS、SMA eCHARGER、SMA DATA MANAGER M、SMA CONNECTION UNIT、SMA WEATHER STATION、SUNNY TRIPOWER SMART ENERGY、SMA COMMERCIAL STORAGE SOLUTION、SUNNY BOY SMART ENERGY、SMA BACKUP

以下の製品タイプに関する個別の保証条件は、www.SMA-Solar.comでご確認いただけます。

SMA HOME STORAGE

SMA COMMERCIAL STORAGE

上記に記載する製品のメーカー保証又はメーカー保証の延長を請求するためには、SMA Home Storage及びSMA Commercial Storageの保証条件に従い、当該製品並びにシステム（SMAパワーコンディショナ）で当該製品と組み合わせて使用する各種製品のご登録（又は重要なソフトウェアのアップデートに関しては、自動ソフトウェアアップデートの有効化）が必要になる場合がございます。条件の詳細は、当該製品の係る保証条件でご覧いただけます。

法律上の責任を制限しない事について

製品の売主に適用される法的に排除又は限定が認められない法律上の保証責任及びこれに対応する購入者の法律上の権利は、本SMAメーカー保証の影響を受けません。また、本SMAメーカー保証が、法的に排除又は限定が認められない各国の法律上の権利のうちSMAメーカー保証には規定されていないが保証請求者に対して認められた権利を侵害する場合、これらの法律上の権利は、本SMAメーカー保証により影響されないものとします。

保証人

保証人はSMAとします。但し、SMAは、本SMAメーカー保証に規定されたサービスを、SMAが認定したパートナーに実施させることができるものとします。

保証の資格

本SMAメーカー保証に基づき請求を行う資格のある人物は、次の者に限られます。（i）装置を自身で購入し初めて事業に組み込んだ購入者（エンドユーザー。本書では「初期事業者」と呼称）、或いは（ii）装置を合法的かつ修正なしで初期事業者から買収した購入者、又は初期事業者の法的継承者。本SMAメーカー保証に基づき資格のある者を、本書では「保証請求権者」と言います。その他の人物は、本SMAメーカー保証に基づきSMAに対して請求を主張する権利を有しません。しかし、本SMAメーカー保証に基づき、本保証の請求権者はその申し立てを第三者に委託することができます。保証請求権者以外の人物への、これらの権利の譲渡又は移転、又はその両方を行うことは認められていません。

保証期間

下記製品のSMAメーカー保証は、製品、インターフェース、個別オプションの標準アクセサリも対象です。

製品	2年	5年
SMA COMMERCIAL ENERGY METER: COM-EMETER-A-20、COM-EMETER-B-20、SMA COM GATEWAY、SUNNY HOME MANAGER、SMA DC COMBINER、SMA ENERGY METER、SMA WEBCONNECT、SMA DATA MANAGER M、WEATHER STATION: COM-WS-100、COM-WS-200、SMA EV CHARGER BUSINESS、SMA BACKUP: BU-SBSE-1P-50、BU-SBSE-1P-AU-50、BU-SBSE-3P-50	x	
SUNNY TRIPOWER: STPxx-50、STPxx-80、STP50-41、STP110-60、STP125-70、SUNNY TRIPOWER STORAGE、SMA CT METER、CLOUD CONNECT ADVANCED、GRID-CONNECT-BOX、MC-BOX、SMA EV CHARGER、SMA eCHARGER		x

製品	2年	5年	10年
SUNNY ISLAND: SIxxM-13、SIxxH-13		x	x (登録時 ²)
SUNNY ISLAND X: SIxx-20、SIxxLCD-20			
SUNNY BOY STORAGE: SBSxx-1VL-10、SBSxx-10			
SUNNY BOY: SBxx-1VL-40、SBxx-1AV-41			
SUNNY BOY SMART ENERGY: SBSExx-50			
SUNNY TRIPOWER: STPxx-3AV-40			
SUNNY TRIPOWER SMART ENERGY: STPxxx-3SE-40			

² 当該製品のSMAメーカー保証期間は、保証請求者が試運転調整または第一保証請求権者への請求日から12か月以内にSMAのホームページで製品登録を行っている場合 (www.my.Sma-Service.com/s/product-registration)、製品の試運転調整または第一請求権者への請求日から10年に延長されます。これらの製品について、5年間のSMAメーカー保証期間満了後に、ACTIVE/COMFORT契約で期間を延長することはできません。製品登録を適時適切に完了し、SMAメーカー保証が10年に延長されている場合にのみ、保証請求権者はACTIVE/COMFORT契約の条件に従い、製品の保証を11~20年に延長する追加のACTIVE/COMFORT契約を結ぶことができます。FLEX保証の諸条件に従って、試運転調整又は第一保証請求権者への請求日から10年間のFLEX保証の契約を結ぶことも可能です。SMAは該当する装置を事前に検査した後にのみお客様とACTIVE/COMFORT/FLEX保証契約を締結する権利を留保します。

製品	2年	5年	10年	25年
ENERGY METER-US: EMETER-US-50、EMT-CTKIT-US-50	x			
SMA BACKUP SELECT: BU-SLCT-US-50				
SMA RAPID SHUTDOWN INITIATOR US: RSI-US-50				x
SUNNY TRIPOWER ⁵ : STP xx- US-41、STP xx-US-50、STP xx-US-80			x	
SUNNY BOY SMART ENERGY US: SBSExx-US-50 ⁵				
SMA RAPID SHUTDOWN SYSTEM、GATEWAY				
SMA CONNECTION UNIT: CU1000-US ⁵				
SUNNY ISLAND: SIxxxx-US-10				
SUNNY ISLAND X: SIxx-US208-20、SIxx-US480-20、SIxx-US208-LCD-20、SIxx-US480-LCD-20				
SMA COMMERCIAL STORAGE SOLUTION			x (登録時 ⁶)	

⁵ -US Sunny Tripowerモデルタイプ及び米国以外の国に設置される-US SMA Connection Unitの保証期間は、5年間です。

⁶ SMA Commercial Storage Solutionには以下の条件が適用されます：

- ・ SMA Commercial Storage SolutionのSMAメーカー保証は次の国でのみ適用されます：ドイツ、オーストリア、スイス、チェコ共和国、イタリア、フランス、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、スウェーデン、英国、ポルトガル、ポーランド、スペイン。本保証は、上記の国の海外領土及び関連の諸島には適用されません。但し、北アイルランドについてはこの限りではありません。
- ・ SMA Commercial Storage Solutionシステム全体のSMAメーカー保証は、システムの試運転調整完了から30日以内に適切に、<https://my.sma-service.com/>にて、すべてのコンポーネントの製品登録（製造番号を含む）が行われる場合にのみ付与されます。また、保証請求権者は要請に応じて、すべてのコンポーネントの製造番号が記載された係るシステムの試運転調整報告書を提出しなければなりません。
- ・ 適切な登録が行われておらず、SMAの要請に応じて試運転調整報告書が提出されていない場合、又は意図的に誤った情報が報告書に記載されている場合、SMAはシステム全体のSMAメーカー保証を受け付けいたしません。
- ・ システムコンポーネント「バッテリー」については、別の保証条件が適用されます。現在有効な保証条件は、www.SMA-Solar.comでご確認いただけます。

製品	25年
JMS-F/JMS-FA Rapid Shutdown Box 1500V ⁸	X

⁸ JMS-F/JMS-FA Rapid Shutdown Junction Box 1500VのSMAメーカー保証はアメリカ合衆国にのみ適用されます。

SMAメーカー保証の期間とは関係なく、上記に記載するすべての製品タイプについて、メーカー保証期間は、最初に試運転された時（試運転調整報告書に記載するものとします）又は保証請求権者による請求日に開始します。しかし、これには試運転調整または第一請求権者への請求日から12か月以内にSMAウェブサイト（www.my.Sma-Service.com/s/product-registration）での製品登録が必要です。有効期間10年へのSMAメーカー保証の自動延長は、上記に明示的に掲載している製品を除いて、ここでは含まれていません（注釈2を参照）。

製品登録を適時適切に行わない場合は、すべての製品のメーカー保証期間は、SMAによる配送日を以て開始となります。この日付（納入日）はSMAから求められることがあります。SMA Commercial Storage Solutionに関しては、登録が適時適切に行われない場合、SMAメーカー保証は適用されません。

SMAメーカー保証が有効となるには、対象製品に適用されるメーカーの設置説明書に従って製品を設置し、試運転をする必要があります。製品の構造的な変更又は承認されていない変更がなされ、且つSMAがこうした変更を要求していない場合、SMAメーカー保証は、前述の期間に関わらず、これらの変更がなされた日を以て終了します。構造的改ざんが行われた装置に損傷が持続しており、それがSMAの要求による改ざんではなかった場合、これらの構造的変更が本損傷の原因であるかどうかに関わらず、SMAは保証請求者に、本SMAメーカー保証によっては保証されない、これらの損傷を修理するために発生する費用を請求します。SMAは、この費用について事前に保証請求権者に通知します。修理は、これらの費用を負担するというお客様の同意に基づいて行われます。

保証範囲

SMAメーカー保証の保証範囲は、SMAが提供する各種保証レベルによって異なります（標準のSMAメーカー保証、ACTIVE契約、COMFORT契約）。

この場合、保証請求権者は、たとえエネルギー生産性又は安全性適合性に影響のない装飾上の不良である場合でも、交換製品を承認するものとします。SMAは独自の裁量により、新品又は新品同様の状態のオリジナル又はデザインが改善された部品を使用するものとします。SMAは、不良製品を受領するまで、納入される交換製品の所有権を留保するものとします。

5年間を超えるSMAメーカー保証付きの製品については、不良製品の適切な市場価格（製品に不具合がない場合に想定される市場価格を基にSMAが判断する）を返金することで、保証義務を履行する権利をSMAは留保しています。

標準SMAメーカー保証

適用の地理的範囲

標準SMAメーカー保証に基づく義務は世界中で提供されます。

義務の仕様

標準SMAメーカー保証には、上記に定める保証期間の開始から、SMAの対応する交換部品倉庫にある同等の製品タイプ、kVA電力クラス、又は年数の交換製品若しくは部品を提供することも保証対応として含まれます。輸送と通関手続きについては、SMAが対応する責任範囲には含まれていません。輸送と通関手続きにかかる費用は、保証請求権者側でご負担いただきます。

ACTIVE契約

適用の地理的範囲

SMAメーカー保証 ACTIVE契約の対象となるサポート国 は以下の通りです。但し、これらの国の関連の諸島及び海外領土は含まれません。

イスラエル	ヨルダン	ナミビア
サンマリノ	南アフリカ	トルコ
アラブ首長国連邦	バチカン市国	

義務の仕様

SMAメーカー保証 Active契約は、保証期間の開始日から、本書で規定される条件の一部としてこれにより、定義される保証期間中の、同等の製品タイプ、年数又はkVA電力クラスの交換装置、不具合品の輸送及び返送に関連して生じる費用を対象とします。

あるいは、SMAはSMAの施設で当該不良装置を修理する（若しくは、特別な場合において、SMAが指定するサービスプロバイダーにより現地で修理させる）権利を留保します。

交換製品の送付に関する特別な情報

SMAはその裁量により、同等の製品タイプ、kVA電力クラス、年数の交換製品を保証請求権者に送ります（又は、保証請求権者が事前の連絡により指定する別の配送先）。交換製品は事前に送付されるか、交換製品と送料の事前支払い確認後、又は不良製品の受領後に送付されます。保証請求権者がSMAによる訓練を受けてパーツの交換作業を独自に行う場合は、SMAは交換製品の代わりにパーツを送る権利を留保します。保証請求権者は、SMAの要請に従って、交換製品又はパーツが出荷されるのと同じ国内のSMAが指定する住所宛てに、その輸送方法に適した梱包をしたうえで、保証請求権者の責任において不良製品又は不良パーツを返却しなければなりません。交換製品又はパーツの輸送又は出荷にかかる費用、並びに返却輸送にかかる費用（輸出証明、検査及び関税）はSMAが負担するものとします。

SMAはまた、不良パーツを受領するまで、納入される当該パーツの所有権を留保するものとします。

SMAが交換製品又はパーツ納入前に交換製品又はパーツの前払いを保証請求権者に請求する場合、保証請求権者がSMAに不良製品又は不良パーツを返却し事前に知らされた不良以外に問題がないことが確認されれば、前払いされた交換製品又はパーツと同じ金額をSMAから保証請求権者に返金いたします。

保証請求権者が交換製品又はパーツの受け取り後30暦日を超えてから欠陥のある製品又はパーツを返品した場合、SMAは交換製品又はパーツ、並びに期限超過RMA（返品確認）の管理費用を保証請求権者に請求することができるものとします。SMAから取得され、返品される製品の梱包に明確に表示され又は同梱される、有効なRMA番号なしでは受理できません。

SMAの施設での製品修理を選択した場合

装置がSMAの施設で修理される場合、保証請求権者は不良製品を撤去し、その輸送方法に適した梱包をしたうえで、SMAの修理施設宛てに、保証請求権者の責任において不良製品を送付するものとします。製品の修理が完了したら、SMAは保証請求権者に対して修理済みの製品を返送します。不良製品の返却、並びに交換装置の保証請求権者への返却の輸送費用（輸出認証、検査、及び関税など）は、SMAが負担するものとします。

その他の費用範囲

SMAは、お客様が負担する費用（交換製品の価格、輸送費、輸出認証、検査、関税、交通費、宿泊施設を含むがこれらに限定されない）および別途支払いが必要な費用を修理を実施する前にお客様に通知します。修理は、これらの費用を負担するというお客様の同意に基づいて行われます。

COMFORT契約

適用の地理的範囲

SMAメーカー保証 COMFORT契約の対象となるサポート国は以下の通りです。但し、これらの国の関連の諸島及び海外領土は含まれません。

オーストリア	アンドラ	オーストラリア	ベルギー	ブルガリア
クロアチア	チェコ共和国	デンマーク	エストニア	フィンランド
フランス	ドイツ	ギリシャ	ハンガリー	イタリア
ラトビア	リトアニア	リヒテンシュタイン	ルクセンブルク	マルタ
モナコ	オランダ	ニュージーランド	ポーランド	ポルトガル
ルーマニア	アイルランド共和国	スイス	スペイン	スウェーデン
スロベニア	スロバキア	アメリカ合衆国	グレートブリテン及び北アイルランド連合王国	西キプロス

義務の仕様

本書のACTIVE契約に関する説明に規定されていない限り、「COMFORT」契約に基づく義務の範囲は「ACTIVE」契約に適用される一切の義務を含みます。また、装置が不良となる場合、SMAは（SMAの裁量で）

- ・ 現地で当該不良装置又はパーツを修理若しくはSMAが指定するサービスプロバイダーにより交換されます（但し、システムが稼働している地域において現地でのサービスを提供するにはリスクが高すぎるとSMAが合理的に判断した場合、かかるリスクが存在すると合理的に判断される期間中、こうした現地でのサービスは停止されます。）
- ・ 及び、SMAが提供する交換装置（又は、パーツの場合はパーツ）を使用して施行者が交換作業を実施した場合、SMAが不良製品又は不良パーツを受領次第、SMAはこの施行者に対して作業費用分のクレジットノートを発行します。作業費用の金額は定められた固定額を基に、交換したパワーコンディショナ又はの台数に応じて計算します。この固定額については、SMAサービスラインにお問い合わせいただけます。

SMAが現地での修理を選択した場合

SMAが不良製品又は該当する場合、パーツを現地で修理することを決めた場合（SMAまたはSMA指定のサービスプロバイダーによる交換）、修理部材の費用及び人件費、部品又は交換装置の撤去・交換の作業費（但し、製品の設置場所が地上階又は安全にアクセス可能な屋根であることを条件とします）、交換又は返却された部品又は装置に対する輸送費用（輸出認証、検査、及び関税を含むがこれらに限定され

ない)がSMAメーカー保証の保証範囲として含まれます。傾斜屋根設置の装置への安全アクセスのための費用、又は昇降機器、交通費又は宿泊費、保証請求権者自身の従業員の費用、又はSMA未認定サードパーティの費用を含むが、これらに限定されないその他費用は、SMAメーカー保証の対象外とし、SMAは負担いたしません。

保証の例外

以下により生じた損傷又は性能限界に関する問題は、SMAメーカー保証の対象外です。

- ・ 技術文書及び説明書又はこれらに規定された手順、若しくはこれらすべて、又は要件若しくはその両方の不遵守
- ・ 不適切な取扱い、輸送、保管、又はSMA提供でない資材による梱包に関連する損傷
- ・ SMAの提供によらない不適切な設置又は試運転
- ・ 太陽光発電システム（及び太陽電池アレイ）の（トランスレス方式の）パワーコンディショナでPEケーブルの不適切な接地（PEN/GND）をしたこと又はサイズの合わないPEケーブルを使用したことによる地絡
- ・ SMAの承認しない修正、変更又は修理の試行
- ・ 装置の換気不十分及びいかなる必然の熱損傷
- ・ 設計範囲外の大気又は環境条件への暴露による腐食
- ・ 適用される安全規制（UL、CSA、VDE、IECなど）の不遵守
- ・ 誤った使用又は不適切な運転（不適切な強制シャットダウン、不適切なDC比率を含むがこれらに限定されない）
- ・ SMAバッテリーインバーターでの使用が認証されていないタイプのバッテリーの使用
- ・ Sunny Island及びSunny Boy Storageインバーターの全負荷運転時間が20,000時間を超えた場合（全負荷運転時間は、全運転時間のAC放電及びAC充電エネルギーを製品の定格出力で割ったものを意味します）
- ・ 事故及び外的影響
- ・ 以下の例を含むがこれらに限定されない不可抗力：過電圧、落雷、洪水、火災、地震、暴風雨による損傷、害虫獣による損傷、齧歯動物による損傷

以下の事項は明示的に本SMAメーカー保証の対象でないものとします。

- ・ 以下を含むがこれらに限定されない、SMAが販売元でないすべての物品：設置ケーブル、コントローラー、（充電式）バッテリー、変流器（CT）、変圧器（VT）及び通信機器。
- ・ 通常の使用で損耗する製品の消耗品及び部品（EV充電ケーブル、RFID充電カード、バリスタ、ファン、サーミアレスタ、ストリングヒューズ、ESSハンドル、フィルター、充電式バッテリー、過電圧保護装置など）
- ・ エネルギーの産出、形態、適合性若しくは機能の低下に直接的な影響のない、装飾又は仕上げの不良

保証の（残余の）保証期間への影響

製品全体が本SMAメーカー保証に基づいて交換された場合、当該交換前の製品の残余の保証期間が、交換後の製品の保証期間となります。製品のコンポーネントが本SMAメーカー保証に基づき交換又は修理された場合、交換後のコンポーネントには、修理の対象となった製品の残余の保証期間が適用されません。

本SMAメーカー保証における権利行使手続

保証請求権者は、定義されている保証期間内に、速やかにSMAに通知するものとします。製品がSMAメーカー保証の対象であるか否かを確認できるように、保証請求権者は以下で述べられている要件に加え、不良製品の製造番号を含む試運転調整報告書の写しを提出するものとします。SMAは、それ以外の文書の写しを提出するよう求めることができます（製造番号を含む購入請求書を含むがこれらに限定されない）。SMAは、次の言語の文書のみ受け付けます：アラビア語、チェコ語、オランダ語、英語、フラン

ス語、ドイツ語、ギリシャ語、ヒンドゥー語、イタリア語、日本語、中国語、韓国語、スペイン語、タイ語。これらの言語の認証翻訳も受け付けることができます。銘板が完全に判読可能で損傷のないことが保証の前提条件となります。これらの要件が完全に満たされない場合、SMAは本SMAメーカー保証に基づき、本SMAメーカー保証を履行する義務はないものとします。

Warranty service is available by accessing SMA's Online Support at <https://www.sma.de/en> under the heading SERVICE & SUPPORT. 保証請求権者又はその電気関係専門担当者は、不具合について、下記の手続により、各国のSMAコールセンターまで報告してください。

- ・ 不具合について適切な分析を行うため、認定サービス技術者がSMA製品の所在地において、高品質のデジタルAC/DC電圧計およびSMA製品のマニュアルにおいて指定された所定のツールを用いなければならない場合があります。
- ・ 現地にいる適切な資格を有するサービス技術者に対し、電圧測定及びパワーコンディショナのエラー番号（エラーコード）の確認を依頼する場合があります。
- ・ 上記以外の追加情報が必要な場合があります。例えば下記の情報です（但し、これらに限定されません）。
 - モデルタイプ番号
 - 設置場所
 - 最初の試運転日
 - 太陽電池アレイの構成
 - バッテリーのメーカー及びバッテリータイプ
 - パワーコンディショナに加えられた修正の説明
- ・ 返却されるパワーコンディショナからインターフェースオプションモジュールを安全に取り外し、交換製品に再設置することができるように保管をしてください。
- ・ SMAは、不良製品の適正な返却又は廃棄について指示をします。
- ・ SMAサービス修理部門が当該製品を試験した結果、不具合が発見されない場合、保証請求権者に対し検査料金及び輸送費用を請求する場合があります。

本SMAメーカー保証に従いSMAから提供されるサービスは、事前にSMAによりサービス内容が同意され書面にて確認される場合に限り、無料で提供されます。書面による確認は、文書または電子メッセージ（電子メールを含むがこれらに限定されない）によりなされるものとします。保証請求権者が本SMAメーカー保証における権利を行使するために必要となったすべての費用は、保証請求権者が負担するものとします。

適用範囲

本SMAメーカー保証に記載の権利は、本SMAメーカー保証により保証請求権者に付与された排他的な権利を表しています。それ以外の請求、すなわち不良製品により惹起された直接的又は間接的損害の賠償請求、分解又は設置から生じる費用の賠償請求、若しくは電力生産又は利益の喪失、又はそのすべてを含むが、これらに限定されないその他の請求は、SMAメーカー保証の対象外です。保証請求権者が本SMAメーカー保証において不必要又は不合理なサービス作業若しくはSMAによる交換又はその両方を要求する場合、SMAは、その結果生じた費用を保証請求権者に対して請求することができるものとします。

上記及び本契約に明記された保証は、SMAによる装置に関する排他的保証です。SMAは、適用される強行法で当該制限が別段に禁じられている場合を除き、明示的又は黙示的、法的又はその他を問わず、より明確にするために述べると、適正品質、商品性又は特定目的への適合性の黙示的保証を含む、その他すべての保証、条件および義務から免責されます。

ファームウェア免責事項

SMAは、その裁量において、販売製品に対するファームウェアアップデートを定期的に提供します。こうしたファームウェアアップデートは保証請求権者に「そのまま」、通常は無償で提供されます。SMAは、SMAのファームウェアアップデートから生じる又はこれに関する費用の返還、及びメンテナンス、サポート、アップデート又は設定変更を行う義務を一切負いません。SMA側に故意又は重過失の証拠が

ある場合を除き、SMAは直接的、間接的、偶発的、結果的な損害（遠隔又は手作業により実施されたかに関わらず、SMAのファームウェアアップデートにより生じる又はこれに関連する生産の減少や利益の損失、その他追加費用を含む）に対して、ユーザーからこうした損害の可能性について通知を受けていたとしても、一切の責任を負いません。

製品の売主に適用される法的に排除又は限定が認められない法律上の保証責任及びこれに対応する購入者の法律上の権利は、本ファームウェア免責事項の影響を受けません。

輸出規制

- (1) お客様は、理事会規則（EU）第833/2014号第12g条の範囲に該当する供給品に関連して納入される商品を、直接的または間接的にロシア連邦に、またはロシア連邦内での使用のために販売、輸出、再輸出することは禁止されています。さらにお客様は、理事会規則（EU）第765/2006号第8g条の範囲に該当する供給品に関連して納入される商品を、直接的または間接的にベラルーシ共和国に、またはベラルーシ共和国内での使用のために販売、輸出、再輸出することは禁止されています。
- (2) お客様は、再販業者を含む小売チェーンの第三者によって第1項の目的が妨げられないようにするものとします。
- (3) お客様は、第1条の目的を妨げる可能性のある、商業チェーンの第三者（再販業者を含む）による行為を認識するための適切な監視組織を構築し、維持するものとします。
- (4) お客様は、第1項、第2項、または第3項の適用に関して問題が生じた場合、直ちにSMAに通知するものとします。問題が生じている可能性について疑義がある場合、お客様はSMAが自ら状況を評価できるように関連情報をSMAに提供するものとします。お客様は、第1項、第2項、および第3項に基づく義務の遵守に関する情報を、当該情報の要求から2週間以内にSMAに提供するものとします。
- (5) 第1項、第2項、または第3項に違反した場合は、重大な契約違反となり、SMA適切な救済を求める権利を有します。これには以下が含まれますがこれに限定されません。
 - ・ a) 契約の解除、および
 - ・ b) お客様が違反の責任を負わない場合、販売された商品の合計価格の3%の罰金。SMAとお客様が枠組み契約を締結した場合、お客様に違反の責任がない限り、違約金は本契約に基づいて販売された商品の合計価格の3%とします。

準拠法及び管轄裁判所

- (1) 本SMAメーカー保証から（又は、これに関連して）生じるすべての請求には、国連国際物品売買条約（CISG）を除き、ドイツの法律が適用されます。但し、保証請求権者が、EC 593/2008の第6条に定義される消費者であり、SMAが次の条件を満たす場合に限り、(i) その消費者が居住地を国で、当社が商業的または専門的活動を行っていること、又は (ii) 方法の如何を問わず、その国若しくはその国を含む諸外国で上述の活動を監督していること、且つ (iii) 本SMAメーカー保証が上述の活動範囲に含まれ、本段落に規定されるドイツ法の適用が、当該消費者が常居地をおく国の法律に基づく合意によって制限されない条件により、消費者の保護される権利を奪うことにならないこと。
- (2) 本SMAメーカー保証から生じる（又は関連する）すべての争議の裁判地はドイツ、カッセルとするものとします（但し、保証請求権者が、ドイツ民法における商人（Merchant）、公法における法人または公法により規律される者であることを条件とします）。
- (3) 保証請求権者が消費者であり、その居住地又は常居所が欧州連合内又は欧州経済地域に関する協定の当事者である国内にある場合、SMAは、ドイツ調停センターの一般消費調停機関における争議調停手順に従うことを選好するものとします。ドイツ調停センター 一般消費調停機関（Allgemeine Verbraucherschlichtungsstelle des Zentrums für Schlichtung e.V.） 8, 77694 Kehl。

詳細については、当社ウェブサイト、www.sma-japan.comの「サービス」メニューの「サービスとサポート」をご覧ください。